

## 条 例 見 直 し 調 書

		作 成 年 度	平成20年度
条 例 名		神奈川県立女性相談所条例	
条 例 番 号		昭和39年神奈川県条例第26号	法 規 集 第6編第1章第4節
所 管 部 局 室 課		県民部人権男女共同参画課	
条 例 の 概 要		神奈川県立女性相談所の設置及び管理に関し必要な事項を定めている。	
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性  〔現在でも 必要な條 例か。〕	女性（婦人）相談所は、売春防止法第34条第1項に基づき都道府県が設置しなければならない施設である。  この条例は、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、女性相談所の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものであり、必要な条例である。	
	有効性  〔現行の内 容で課題が解 決できるか。〕	売春防止法第34条第2項に規定する要保護女子並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第3条第3項に規定する被害者の相談、一時保護等を行っており、要保護女子や配偶者暴力被害者の保護と自立のために有効に機能している。	
	効率性  〔現行の内 容で効率 的といえ るか。〕	窓口相談については、配偶者暴力相談支援センター（県民センター内）に集約しており、また、多言語相談や週末ホットラインは配偶者暴力被害者等を支援する民間団体に委託するなど、効率的な運営が行われている。	
	基本方針適 合性  〔県政の基本 的な方針に 適合してい るか。〕	配偶者などからの暴力の根絶と被害者の自立支援のため、「神奈川力構想」に基づき運営しており、県の基本方針に合致したものである。	
	適法性  〔憲法、法令 に抵触 しないか。〕	地方自治法上の公の施設として必要な事項を定めている条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
その他	条例には施設の所在地が記載されているが、安全確保の観点から改正を検討する必要がある。		
見 直 し 結 果	理 由		特 記 事 項
	改正・廃止の必要はない。  〔改正・廃止を検討する。〕	現行条例には施設の所在地が記載されており、安全確保の観点から、施設の所在地が公にならないよう改正を検討する必要がある。	
次回見直し予定	未定	見直し規定の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>